

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5022	5022001			z06001	防衛庁、国土交通省	該当法令なし(データ公開についての法令等の定めはない)	防衛施設庁が実施し、得られたボーリング調査データ等については、現在、インターネット等での公開は行っていないが、問い合わせなどがあれば、適宜情報提供を行っている。(著作権の観点から情報提供を行っていないということではない。)	d	-	今後、調査データ等の公開に係る取組を進めてまいりたい。ただし、公開のためにはシステム整備などの解決すべき課題があることから、これら環境整備が整い次第、可能なものから順次公開していくことしたい。		株式会社インフォース	1	B	地盤・地質調査(ボーリング調査データ)等、データ著作権譲渡とデータの公開「新規」	各省庁・機関でそれぞれ実施し保管している地盤・地質調査(ボーリング調査データ)等の著作権を譲渡するとともにデータの公開を促し、国・県・市町村・国民が全国に散在するそれぞれのデータを容易に確認閲覧できるようにするべきである。	過去、及び今後発生する地盤・地質調査結果は、その実施目的、発注機関を問わず、その著作権を民間に譲渡し、インターネットなどを使用し積極的に公開させる。これは各省庁、自治体がばらばらで実施したのでは効果が多く、統一した支持のもと一貫した管理環境を構築し実施してこそ効果を発揮する。	地盤・地質調査は道路・橋梁・河川・トンネル・港湾・鉄道・下水・浄水等、様々な施設構築の目的で行われているが、その殆どが公共事業の一環として実施されている。このデータは発注者、すなわち各省庁機関の保有物となっているが、それが著作権を主張し保管、管理しているため省庁間ではもとより、国・県・市町村がそれぞれのデータを確認しあう事が容易ではない状況である。昨今の風水害・地震災害の復興事業などには重要な基礎データとなる地盤・地質調査データを公開することは、復興事業及び災害対策に効果を発揮し、既存資料の有効利用から公共事業費の削減、さらには公共のデータ全てを公開することで民間事業者の耐震偽造問題などの歯止めの一因にもなりうる。			全ての省庁及び地方自治体	
5057	5057139			z06002	全省庁	該当法令なし	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること、及び、本債権に係る紛争が未然に防止されることについて十分留意した上で、一定の要件を満たす債権について従来より流動化を認めている。	d	-	今後も、債権譲渡後において契約の履行確保に万全が期され、本債権に係る紛争が未然に防止されることに留意しつつ、譲渡手続きの簡素化等、更なる債権の流動化のために必要な措置を適宜検討する。		(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一した取扱いをすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売却債権を活用した資金調達の実現が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。			全省庁、地方公共団体	
5066	5066004			z06003	全省庁	該当法令なし	防衛庁においては、企業の資金調達のさらなる円滑化を図るため、昨年1月より債権譲渡の要件を緩和し、譲渡承認の対象を拡大したところである。契約履行完了後の債権については、従来から譲渡を承認してきた中央調達に加えて、地方調達に係る債権も対象とすることとし、「1件1億円以上」の要件を「1件5000万円以上」に引き下げた。本制度においては、要望にあるリース契約に係る債権譲渡や、特定目的会社への譲渡も承認している。	d	-	今後も、債権譲渡後において契約の履行確保に万全が期され、本債権に係る紛争が未然に防止されることに留意しつつ、譲渡手続きの簡素化等、更なる債権の流動化のために必要な措置を適宜検討する。		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。				全省庁、地方自治体	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083004			z06004	全庁	<p>【防衛施設中央審議会】 原則公開</p> <p>【捕虜資格認定等審査会】 ・資格認定審査請求の事件の審理の場合 原則公開 ・懲戒審査請求の事件の審理のうち口頭陳述又は審問を行う場合 非公開</p> <p>【自衛隊員倫理審査会】 非公開</p> <p>【防衛人事審議会】 ・審議会、離職者就職審査分科会、職員処遇問題部会 原則非公開(会長等及び委員の過半数の同意がある場合は公開可) ・公正審査分科会 非公開</p> <p>【防衛調達審議会】 原則非公開</p>	c, d	-	<p>防衛庁に設置されている審議会等のうち、防衛施設中央審議会については、防衛施設中央審議会運営規則第7条第1項により、また、捕虜資格認定等審査会(資格認定審査請求の事件の審理を行う場合)については、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第111条により、原則公開とすることとなり、現行制度下で対応可能である。</p> <p>自衛隊員倫理審査会については、行政処分等に関する事務に関する審議会等であり、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利等を害するおそれがあるため、公開することはできない。</p> <p>捕虜資格認定等審査会(懲戒審査請求の事件の審理のうち口頭陳述又は審問を行う場合)については、その審理において、武力攻撃に資する行為があったか否かなどの照会の事実関係を明らかにすることも想定されるため、その内容を公開することは、我が国防衛に支障をきたすことなど、公共の利益を害するおそれがあるため、公開することはできない。</p> <p>防衛人事審議会(公正審査分科会を除く)については、委員の経歴や再就職先での案件等が審査対象になることから、会議を公開することにより、個人のプライバシー保護、自由な討論、意思決定の中立性等に影響を及ぼすおそれがあることから原則として公開することはできない。なお、会長(分科会長・部会長)及び委員の過半数の同意があるときは、公開可能としている。</p> <p>防衛人事審議会の公正審査分科会については、自衛隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての不服申立てに関する審理等を行うものであり、公開することにより、プライバシーの保護、特定の者への利益又は不利益の回避、自由な議論及び公正中立な審理の確保等に影響を及ぼすおそれがあるため、公開することはできない。</p> <p>防衛調達審議会については、個別契約の内容や企業の内部情報が対象となることから、公開することにより、特定の者に不当に利益又は不利益を及ぼし、また、委員に対し不当な圧力が加えられ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、原則として公開することはできない。</p>	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等文科会、税制調査会などは、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。	全庁	マスメディアにのみ公開したり、会后、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		